

法務局『出前講座』

○函館地方法務局では、地域住民の皆様からのご依頼により、法務局の職員を派遣し、法務局の各種業務や近年の重要施策についてご説明する出前講座を行っています。

- ◆ 対象者 函館地方法務局の管轄区域内にある各種団体(町内会、地方公共団体、会社など)が企画する研修会や市民講座などを対象とします。なお、出前講座の開催人数は、おおむね10人以上とさせていただきます。
- ◆ 開催日時 原則として、平日の午前10時から午後4時までの時間帯とします。
講座の時間は、1講座1時間程度ですが、ご希望により調整することができます。
業務の都合によりご希望に添えない場合がございますので、あらかじめ、ご了承ください。
- ◆ 会場 会場は、申込みをされる団体等でご用意いたします。
- ◆ 費用 講座は無料ですが、会場の利用料がかかる場合は申込みをされる団体等にご負担していただきます。
- ◆ 申込方法 講座開催希望日のおおむね1か月前までに、函館地方法務局ホームページにある「法務局出前講座利用申込書」に必要事項を記入の上、函館地方法務局総務課宛てFAX、郵送又は持参によりお申込みください。
- ◆ その他 政治・宗教活動、営利を目的とするものなど、本事業の目的に反する場合は、お受けできません。



二次元コードからもアクセスできます。

講座メニュー(令和7年度)

分類・No.	テーマ名	講座の内容
登記	1 相続登記の申請方法について	ご自分で相続登記の申請書を作成される方を対象に、相続登記に必要な書類等(法定相続情報証明制度を含む。)の説明をします。
登記	2 相続登記の申請義務化について	令和6年4月1日から開始された相続登記の申請義務化について説明します。
登記	3 相続土地国庫帰属制度について	令和5年4月27日から開始された相続土地国庫帰属制度について説明します。
戸籍	1 成年後見制度・成年後見登記制度について	認知症高齢者や知的障害者などの権利擁護を図る成年後見制度・任意後見制度の概要について説明します。
遺言書保管	1 法務局における遺言書の保管について	自筆で作成した遺言書を法務局に保管することができる自筆証書遺言書保管制度について説明します。
人権	1 人権について	【テーマ例】 ①子どもの人権、②高齢者の人権、③障がい者の人権、④アイヌの人々の文化と人権、⑤性的マイノリティの人権、⑥インターネットの使い方と人権問題、⑦セクハラやパワハラなど企業における人権

※ 出前講座では、「登記」、「戸籍」、「遺言書保管」、「人権」に関するテーマを取り扱っています。他のテーマ(供託、筆界特定制度など)を希望される場合は、0138-23-7511(函館地方法務局総務課)までお問い合わせください。

【全体に対するお問い合わせ先】 函館地方法務局総務課

〒040-8533

函館市新川町25番18号
(函館地方合同庁舎)

TEL 0138-23-7511

FAX 0138-24-2130



不動産を相続したら
かならず**相続登記!**
令和6年4月1日から**義務化**されました

Point
相続したことを知った日から
3年以内に登記!

※正当な理由なく義務に違反した場合、
10万円以下の過料が科される可能性があります。

Point
義務化前の相続も対象!
※義務化前に相続したことを知った不動産は、
令和9年3月末までに登記する必要があります。

法務省民事院



相続登記義務化
について詳しくは
こちら